

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
みなべ町	清川(清川一～四)	令和 3年 3月10日	令和 6年 2月20日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	186. 6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	102. 5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	23. 9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5. 9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2. 1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15. 6ha
(備考) 遊休農地面積: 1.7ha	

2 対象地区的課題

みなべ町の耕作面積の約90%は樹園地で、そのほとんどで梅を栽培している。急峻な地形のため、これまで農地造成などによる優良農地の確保に努めてきた。しかし、耕作者が高齢化するとともに耕作条件の悪いほ場では栽培をやめるケースもでてきているが、中心経営体も引き受けられない農地がある。 所得向上をはかり農業にやりがいや魅力を感じ職として選択できるように努めるなど、後継者の育成に取り組まねばならないほか、農繁期の人手不足や鳥獣被害などの課題も多い。 面積的には、70才以上で後継者が未定又は不明の農業者の耕作面積よりも、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが7.6ha多いが、中心経営体の高齢化が進んできているため、継続的な新規就農者を含めた若年層の農地の受け手の確保が必要。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

清川地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者21経営体と認定新規就農者2経営体が担うほか、さらに規模拡大を希望する認定農業者や法人の掘り起こしに力を入れ農地の受入れを促進することにより対応していく。
出し手側は付き合いのある農家や知人に農地を出したいと言い、受け手側は自身の居住地や周辺の農地を求める意見が多いことをマッチングの際に考慮し、周辺の中心経営体を優先してあたるなど、効率を高める工夫を行う。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

効率的な農業経営を確立するため、各種補助事業を活用しながら基盤整備を推進していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

みなべ町鳥獣被害防止計画に則り、捕獲従事者と連携強化を図りながら、鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置、放置果樹の適正処理や目撃・被害発生場所等の情報把握)に取り組む。

災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、ほ場や水路・水源の定期的な見回りや気象情報の確認などに取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	18名	梅 他	34.46 ha	梅 他	44.42 ha	
認就	2名	梅 他	1.2 ha	梅 他	3.64 ha	
認農法	3名	梅 他	ha	梅 他	3.2 ha	
計	23名		35.66 ha		51.26 ha	